

抜刷

# 国民所得統計の構成・定義および推計方法

昭和 50 年 3 月

経済企画庁経済研究所  
國 民 所 得 部

## 第2部 国民所得統計の構成および各項目の定義等

### 1 国民所得統計の構成

国民所得統計は、6個の基本勘定、5個の主要系列表および約20個の付表をもって構成される。

#### (1) 基本勘定について

基本勘定は、国民経済の循環を示すためのもので、勘定形式（Accounts）をとっている。各勘定の構成項目を説明すれば、次のとおりである。

第1勘定は、国民総生産と総支出勘定である。これは、本質的には、国民経済の統合生産勘定であって、「国民」概念が採用されている。

勘定の貸方は、国民経済の生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価したものである。構成項目としては、まず国民経済の消費支出が示されており、これは「個人消費支出」すなわち、家計と家計にサービスを提供する民間非営利団体の消費と、一般政府の消費支出である「政府の財貨サービス経常購入」に分けられている。

つぎに、国内総資本形成を示すものとして「国内総固定資本形成」と「在庫品増加」が示されている。

ついで、海外との取引を示すものとして、「輸出と海外からの所得」が受取項目として、また「輸入と海外への所得」が支払項目として計上されている。

「輸出」は、国民経済の観点からは、最終生産物の需要となる。「海外からの所得」があわせて計上されているが、これは外国に対して提供された要素サービスに対する対価であり、輸出と同じ役割をもつものである。次の控除項目になっている「輸入」と「海外への所得」は、逆の意味をもっている。これらの生産物がないし所得の受け扱いがこのように計上されるのは、この勘定が、「国民」概念によっているからである。

以上の消費、国内総資本形成および輸出と海外からの所得の合計は国民経済の活動によって生産された最終生産物に対する需要の総額、つまり総需要を示すものである。しかし、この中には、輸入と海外への所得が含まれている。総需要からこの部分を控除することによって、「国民総生産」に等しい額の集計値がえられるが、これは、国民経済各部門の支出の市場価格による総計であって、「市場価格表示の国民総支出」とよばれる。

勘定の借方は、国民経済の生産活動における付加価値の総計を、市場価格によって評価したものである。このため、「要素費用表示の国民所得」に、評価上の調整項目として、「間接税」が加算され、「経常補助金」が控除される。

なお、「資本減耗引当」は、「総生産の概念によつて表示するための調整項目である。これらの項目の合計が、「市場価格表示の国民総生産」となっている。

第2勘定は、国民所得分配勘定であって、つづく二つの処分勘定との統合によって、統合処分勘定を導くことができる。上述第1勘定の借方にある「国民所得(要素費用表示の国民純生産)」が、本勘定の貸方に移されるとともに、借方には、国内生産面において生ずる付加価値および海外からの純要素所得の総額の分配、すなわち、最終受取者別の所得項目が示される。

「雇用者所得」、「個人業主所得」、「個人の財産所得」および「法人企業から個人への移転」の4項目は、家計および家計にサービスを提供する民間非営利団体が受け取る所得である。

「法人留保」は、民間法人企業の未分配利潤を示す。

「法人税および税外負担」は、民間法人企業の剰余から政府へ支払われる税および税外負担である。

「政府の事業所得および財産所得」は、政府企業の剰余および政府所有の財産から生ずる要素所得である。

控除項目として「一般政府負債利子」と「消費者負債利子」が示されるのは、これらが生産活動によって生ずる付加価値とはみなされないにもかかわらず、上記各項目の総額に含まれているためであって、一括控除することによって、要素費用表示の「国民所得」がえられる。

第3勘定は、個人勘定である。貸方には、家計および家計にサービスを提供する民間非営利団体が受け取るすべての要素所得と他部門からの移転の合計が示されて、「個人所得」を形成する。借方は、個人所得の処分形態を示すものであって、消費支出と、税および他部門への移転の支払いが計上され、個人所得とのバランス項目は「個人貯蓄」となる。

第4勘定は、一般政府勘定である。貸方は、各種の税および税外負担のほかに、他部門からの移転の受け取り、ならびに、政府部門に帰属する要素所得（政府の事業所得および財産所得）が合計されて、「経常収入」を形成する。

借方は、この「経常収入の処分」を示すものであって、消費支出と他部門への移転が示され、経常収入とのバランス項目は、「政府経常余剰」となる。

**第5勘定**は、資本形成勘定であって、各部門の資本形成勘定の統合を示すものである。この勘定は「総概念」で示されている。

貸方は、各部門における貯蓄が集められて総貯蓄(源泉)となり、借方は、「国内総固定資本形成」および「在庫品増加」と「海外に対する債権の純増」が示されて、国民ベースの総資本形成(使途)をあらわす。

**第6勘定**は、海外勘定である。これは各部門における対外取引、すなわち、居住者と非居住者間のすべての取り引きを統合したものである。

貸方には、財貨・サービスの輸入と、要素所得および移転の支払いが示される。借方には、財貨・サービスの輸出と、要素所得および移転の所得受け取りが示される。

この勘定は、外国側からみる勘定構成となっているため、貸方、借方は第1から第5までの勘定とは反対である。したがって、収支のバランス項目は、貸方に「海外に対する債権の純増」として示される。

以上概観したように、この勘定体系の構成には二つの特徴があげられる。

第一は、明確に「国民」概念を採用していることである。第二は、すべての勘定項目が必ず他勘定において対応項目をもち、完全接合方式をとっていることである(すべての勘定項目が対応項目をもち、相互に齊合性を保っている勘定体系を、完全接合方式(Fully articulated system)の勘定体系とよぶ)。

なお、基本勘定を構成するすべての勘定項目については、それぞれの頭部に一連番号が、またその尾部のかっこ内に対応項目についての関連番号が付けられており、これをたどることによって完全接合方式の貫徹を理解することができる。

## (2) 主要系列表について

主要系列表は、生産、分配、支出の3面の細目を表章するものであって、系列形式(Flow Statement)で示される。表について分類等を説明すれば、次のとおりである。

表1は、国民総支出であり、基本勘定の第1勘定「国民総生産と総支出勘定」の貸方をその構成項目についてさらに細分して、示したものである。

表2は、実質国民総支出であり、国民総支出を昭和45年価格で表示したものである。国民総支出の構成項目を詳細に分類し、対応する物価指標でデフレートし、これを合計して求められる。

表3は、デフレーターである。インプレシット・デフレーターは、「表1 国民総支出」に示される国民総支出およびその構成項目の計数を「表2 実質国民総支出」に示される実質国民総支出およびその構成項目の計数で除すことによって、事後的に求められたデフレーターである。

表4は、国民所得(分配)であって、居住者が一定期間にたずさわった生産活動によって発生した純付加価値額を、生産要素別と制度部門別を折衷した分類項目のそれぞれに配分したものである。分類は国民所得分配勘定における要素費用表示の国民所得に示されているとおりであるが、雇用者所得は、賃金俸給、その他の給与および手当、社会保険雇主負担の三つに、個人業主所得は農林水産業およびその他の二つに、個人の財産所得は賃貸料、利子および配当の三つに政府の事業所得および財産所得は政府企業の利潤、賃貸料・利子・配当の三つに細分して示されている。

企業所得については、法人、個人および政府のいずれについても在庫品評価調整後で計上されており、海外からの純所得は該当する各項目のなかにそれぞれ含まれている。

表5は、産業別国民純生産であって、要素費用表示の産業別国内純生産に、海外からの純所得を加算したものである。

この表における「産業別国内純生産」は、国内の各産業の生産活動に対して提供された生産要素費用の総計に等しい。これは国民所得分配勘定の各項目を国内ベースに直して、在庫品評価調整前の段階で計数を源泉産業別に組み替え、さらに別途算出した在庫品評価調整額を、農林水産業、鉱業、製造業、建設業、電気・ガス・水道・運輸・通信業、卸売・小売業・金融・保険・不動産業、サービス業および公務の9産業別に配分控除して求める。したがって、この表は産業別の国民純生産について、各要素所得の構成を明らかにするものである。

## (3) 付表について

付表は、基本勘定および主要系列表の各構成項目についての詳細な分類、あるいは組み替えを示すものである。

付表(その1)は、国民所得の分配および国民総支出の主要な集計値についての付表であり、付表(その2)は、生産物接近法による国内総(純)生産についての付表である。

付表(その2)における、産業別国内純生産は、昭和

40年基準・改訂国民所得統計においてはじめて付加されたもので、「生産物接近法」によって、国内総生産を産業別に推計したものである。すなわち、まず、産業別に生産額を推計し、その生産額から原材料費・燃料費等の中間生産物の価額を控除して各産業の国内総生産を求めたものである。

「国内」概念で推計されているので、これを「国民」概念に転換すれば「国民総生産」が得られ、基本勘定第1勘定の国民総支出と対比することができます。

なお、この表の最近年次の計数は、推計の基礎資料の関係で暫定計数となっていることがある。

なお、付表(その2)の中には、生産物接近法により推計した要素費用表示の産業別国内純生産が掲載されているが、これは産業別国内総生産(生産物接近法による)の計数から、産業別に資本減耗引当および間接税を控除し、補助金を加算して求めたものである。したがって、主要系列表5「産業別国民純生産」とは推計方法も異なり、計数も同じではない。

## 2. 各項目の定義

### (1) 国民総生産と総支出勘定に関して

#### 1.1 国民所得(要素費用表示の国民純生産)

わが国の正常な居住者が経常的生産活動に対して提供するサービスから発生した生産物の価値を要素費用によってはかたるものであって、固定資本に対する減耗引当額を控除したものである。

#### 1.2 資本減耗引当

一定期間内における固定資本の価値の減耗分を補てんするために引き当てる額である。この引き当てには、一般政府が所有するものを除くすべての固定資本について、その消耗、予見しうる陳腐化および偶発損が評価計上される。

#### 1.3 間接税

企業に課される税および税外負担のうち、企業において経費として処理されるものであって、その額だけ市場価格が高められる。

#### 1.4 経常補助金

政府から企業に交付される経常的補助金であって、その額だけ市場価格が低められるから、負の間接税とみなすことができる。

## 1.6 個人消費支出

家計と民間非営利団体の財貨・サービスに対する最終支出額に、海外への現物贈与の純額を控除した額である。耐久財、非耐久財をとわず、すべての財貨購入が含められるが、土地と建物は除かれる。食料、宿舎および衣料など雇用者に支給された現物所得は原価で評価して加算され、また、自家用住宅の賃貸料や、農家の自家消費、および金融機関からの帰属サービス購入も評価計上される。

消費支出を個人部門と一般政府部門に振り分ける基準は、どの部門が「直接購入者」であるかをもつてするが、両方の部門に関係する消費支出については、つぎのように取り扱うものとする。すなわち、家計から一般政府へ支払う手数料や諸料金のうち、たとえば、国立博物館のカタログや絵はがき購入の額は、一般企業からの購入と同じ性質であるとみなされるので、個人消費支出とする。これに対し、政府の政策を実現するための手段として与えられるサービスへの支出、たとえば、旅券、法務費、官公立学校授業料、国立病院一般診療費等の支払いは、家計から一般政府への移転支出とみなされ、個人消費支出には含まれない。

## 1.7 政府の財貨サービス経常購入

一般政府の財貨・サービスに対する経常的支出であって、公務員に対する給与支払と企業および海外からの購入からなる。

防衛を直接の目的とする財貨・サービスの購入はすべてここに含まれる。

## 1.8 国内総固定資本形成

国内の固定資本ストックの総付加分となる財貨・サービスの価値額であって、企業、一般政府、民間非営利団体等の建設物(土地に対する価値の付加分=土地造成費を含む)、機械装置等の固定資産の取得に対する支出からなっている。家計については、土地に対する価値の付加分と住宅建築だけが、固定資本形成に含まれる。

なお、固定資産の取得に関する直接的経費は固定資本形成に含まれるが、間接的経費は、経常支出とされる。

また、維持修繕のうち、大規模な改造・更新は固定資本形成に含まれる。

さらに、家畜については、資本的サービスを提供する大動物の購入、成長増加分が固定資本形成に含まれる。いわゆる無形固定資産は含まれない。

## 1.9 在庫品増加

企業の所有する製品、仕掛品、原材料等（固定資本形成に含まれるものと除く。）たな卸資産の物量的増減を価額で表示したものである。

## 1.10 輸出と海外からの所得

一定期間において、外国に輸出された財貨と非要素サービスの価額と、居住者が外国から受け取る賃金俸給、財産所得等の要素所得の合計である。

ここで外国とは、国境によって定められる外国領土だけでなく、外国公館、駐留軍、外国船舶および航空機、ならびに外国人旅行者を含める。

商品輸出には、国内産の非貨幣用金を政府が買上げた分が含まれる。また、非居住者による国内での消費支出、たとえば、旅行者、留学生、外交団、駐留軍等による消費支出も輸出に含まれる。

海外からの要素所得のうち、財産所得には海外から受け取る配当、利子、利潤および不動産賃貸料のほか著作権、特許権使用料およびフィルム賃貸料が含まれる。

## 1.11 輸入と海外への所得

上記1.10輸出と海外からの所得に準じて定義される。

### (2) 国民所得分配勘定に関して

#### 2.1 雇用者所得

民間企業、官公企業、一般政府、家計および民間非営利団体によって雇用される正常な居住者に支払われる現金、現物からなる一切の賃金俸給とその他の給与である。現物給付は通常、食事と基準被服の支給に限定される。また、市価より低廉な賃給と住宅賃貸を支払っている雇用者については、その差額相当分が所得に加算されている。

雇用者所得は賃金俸給、その他の給与および手当、社会保険雇主負担の三者から構成されている。賃金俸給は通常の常雇と日雇について所得税および社会保険雇用者負担の控除前で計上される。その他の給与および手当は損金処分の常勤および非常勤重役の俸給、チップ、譲員歳費、退職金、給与住宅差額家賃および副業による賃金俸給からなる。農業その他の個人企業における家族従業者は、実際に給料の支払いがなされているものだけが含まれる。

なお、外国駐在の外交官や国内船、国内機で海外業務に従事している者への報酬は、これらの個人の通常の居住国に計上される。

## 2.2 個人業主所得

個人業主所得は、個人が企業の主体となり家族や雇用者の労働を使って企業を直接に経営して得た現金、現物所得であり、企業利潤と業主およびその家族の賃金俸給、および営業資産から生ずる資本利子などを含む混合所得である。また本業のかたわら他の仕事に従事して得る所得（雇用される場合は雇用者所得に含められる）は、兼業所得として含められるが、業主が営業以外に所有する資産から得る利子、配当、賃貸料などの所得は個人の財産所得に計上される。

個人業主所得は、農林水産業とその他の産業に大別されるが、農業所得には付加減価償却費（耐用年数を経過した減価償却済みの資産をその後も農家が使用した場合購入価額からその物件の残存価額を控除した償却引当額を、その物件の耐用年数で除して得た額）が含まれている。

#### 2.3 個人の財産所得

個人の財産所得は家計と家計にサービスを提供する民間非営利団体が金融資産および土地建物等の所有者として受け取る貨幣所得と帰属所得であって、賃貸料、利子および配当からなっている。

個人賃貸料は、ある経済主体が個人の所有する不動産、その他の有形固定資産および無形固定資産（無体財産権等）を貸借使用することによって生ずる所得であり、減価償却費、修繕費、固定資産税などの費用を控除した純額である。

個人利子は、預金、証券、債券、生命保険の準備金、年金基金等に対する家計と家計にサービスを提供する民間非営利団体の持ち分の金融的請求権に関する生じた得であり、預貯金利子、有価証券利子および信託保険利子からなる。

個人配当は居住者としての家計と家計にサービスを提供する民間非営利団体が、法人企業や協同組合等の株式およびその他の有価証券を所有することから生ずる所得であり、益金処分の重役賞与も含まれる。

#### 2.4 法人企業から個人への移転

法人企業から家計と家計にサービスを提供する民間非営利団体への経常勘定上の贈与であって、寄付金と貸倒れ金などからなる。

#### 2.5 法人税および税外負担

法人企業の益金に対して課される租税と、それに類す

る法人の税外負担である。

法人税は國税の法人税と、道府県民税、市町村民税の法人分および利子、配当に課される源泉所得税のうち法人負担分からなる。

税外負担は日本銀行納付金と、法人が負担する懲罰没収金、弁償違約金、延滞金、加算金などである。

#### 2.6 法人留保

法人所得から益金処分として外部に流出した法人税および税外負担、配当および役員賞与、法人企業から個人への移転を控除したあと未分配利潤で、利益準備金、任意積立金などからなる。

#### 2.7 政府の事業所得および財産所得

政府の事業所得は、政府企業の経常勘定での純損益であって、日本専売公社納付金等一般政府への納付金を控除したものである。

政府の財産所得は、一般政府が受け取る賃貸料、利子および配当である。

#### 2.8 一般政府負債利子

一般政府のすべての負債に対する利子である。

これは生産活動に対応した要素所得とみなされないので国民所得に計上すべきではない。しかし、個人利子所得やその他の項目に推計上含まれているので、この項目によって一括控除されている。

#### 2.9 消費者負債利子

家計と家計にサービスを提供する民間非営利団体が借入れた消費用資金に対して発生する支払い利子であり、一般政府負債利子の場合と同じ理由からこの項目によって一括控除されている。

#### （欄外）法人所得

法人格を有する企業が一定期間中に稼得した利潤であって、その処分形態から「法人税および税外負担」、「個人配当」、「法人留保」および「法人企業から個人への移転」の項目に分けられる。

ここでの法人所得は、いわゆる国民ベースでは握ることになっているので、非居住者である外国法人の国内での所得は除かれ、内国法人の国外での所得を加算したものである。したがって、欄外の法人所得の処分としての個人配当は、内国法人からの処分である配当だけが計上されることになるが、個人の財産所得の内訳としての個人配当は、居住者としての個人が内国法人と外国法人から受け取る配当としては握られているため、両者は

一致しない。

### (3) 個人勘定に関して

#### 3.2 個人税および税外負担

家計と家計にサービスを提供する民間非営利団体に課される直接税および税外負担であり、個人所得の処分の一項目である。

#### 3.3 社会保険に対する負担

雇用者および雇用主による社会保険に対する負担である。

#### 3.4 個人から政府へのその他の移転

家計および家計にサービスを提供する民間非営利団体から政府への移転のうち、個人税および税外負担、および社会保険に対する負担以外のものである。

#### 3.5 個人から海外への移転

家計および家計にサービスを提供する民間非営利団体が海外に対して、一方的に支払った現金、現物の価額である。現物移転の場合には、その見合い額が、項目1.10（輸出と海外からの所得）に含まれる。

#### 3.6 個人貯蓄

個人所得から、消費支出、租税および他部門への移転の合計を差し引いた残額である。

#### 3.12 政府から個人への移転

政府から家計と家計にサービスを提供する民間非営利団体に対する移転である。おもなものは、社会保障および社会保険の給付であり、現物給付も含まれる。

#### 3.13 海外から個人への移転

上記3.5個人から海外への移転に準じて定義される。

### (4) 一般政府勘定、資本形成勘定および海外勘定に関して

#### 4.4 および6.6 政府から海外への移転

政府が外国（国際機関を含む）に対して一方的に支払った現金、現物の価額である。ただし、軍事的装備の移転は除かれる。また、現物移転の場合にはその見合い額が、項目1.10（輸出と海外からの所得）に含まれる。

#### 4.11 および6.3 海外から政府への移転

上記4.4および6.6政府から海外への移転に準じて定義

される。

### 5.3および6.7 海外に対する債権の純増

海外勘定における財貨・サービスの輸出入と、要素所得および移転所得の受け払いの差額である。

(欄外) 海外からの純所得

国際取引における要素所得の受け払いの差額であり、「国民ベース」と「国内ベース」の調整項目である。

要素所得としては、投資収益(配当、利子、利潤等)、現地要員の賃金、不動産および無体財産権の使用料等が含まれる。

### (5) 表4 国民所得(分配)に関して

#### (別掲) 在庫品評価調整額

在庫品の価格の変動に伴う見かけ上の増加額である。

#### 3 季節調整

主要系列表1、2および4については季節調整済年率の計数が示される。季節調整とは、傾向変動、循環変動、季節変動および不規則変動の4つの変動要素を持っている原系列(四半期計数)から、季節変動要素を除去したものであり、季節調整済みの計数を4倍したものが季節調整済み年率である。

## 第3部 各項目の推計方法

### 目 次

第1 国民総支出	545	(2) 税外負担	574
1 個人消費支出	545	6 法人留保	574
(1) 家計消費支出	545	7 政府の事業所得および財産所得	574
(2) 民間非営利団体の消費支出	548	(1) 事業所得	574
(3) 海外における居住者の消費支出など	548	(2) 財産所得	575
(付) 1 品目別・形態別家計消費支出	548	8 (控除)一般政府負債利子	575
(付) 2 コモディティ・フロー法による個人消費支出	549	(1) 中央	575
(付) 3 家計外消費支出	550	(2) 地方	575
2 政府の財貨サービス経常購入	551	9 (控除)消費者負債利子	575
(1) 中央	551	(1) 賃屋の受取り利子	575
(2) 地方	551	(2) 金融機関貸付け利子	575
(3) 人件費	551	(3) その他の利子	575
(4) 人件費以外のもの	551	10 (欄外)法人所得	575
3 国内総固定資本形成	552	(1) 加算項目	576
(1) 算出の順序	552	(2) 減算項目	576
(2) 物的推計方法(コモディティ・フロー法)	552	第3 産業別国民総生産	576
(3) 民間総固定資本形成	554	1 履用者所得	576
(4) 民間総固定資本形成の人的推計方法	555	(1) 賃金・俸給	576
(5) 政府総固定資本形成	560	(2) その他の給与および手当	576
4 在庫品増加	561	(3) 社会保険雇主負担	576
(1) 民間企業	561	2 個人業主所得	576
(2) 政府企業	563	3 個人賃料所得	576
5 輸出と海外からの所得および輸入と海外への所得	564	4 個人利子所得	576
第2 国民所得(分配)	564	5 法人所得	576
1 履用者所得	564	6 政府の事業所得および財産所得	576
(1) 賃金・俸給	564	7 消費者負債利子および一般政府負債利子	576
(2) その他の給与および手当	568	8 在庫品評価調整額	576
(3) 社会保険雇主負担	570	9 海外からの純所得	577
2 個人業主所得	570	第4 産業別国内総生産(生産物接近法による。)	577
(1) 農林水産業	570	1 基本的推計方式	577
(2) 農林水産業以外の産業	570	(1) 推計の基本方式	577
(3) 兼業所得	571	(2) 推計の基準	577
3 個人の財産所得	571	(3) 調整項目の産業別配分	577
(1) 貸貸料	571	(4) 帰属利子	577
(2) 利子	573	(5) 在庫品評価調整	577
(3) 配当	573	(6) 曆年計数、年度計数の転換	578
4 法人企業から個人への移転	574	(7) 暫定計数	578
(1) 寄付金	574	2 農業の推計方法	578
(2) 貸倒金	574	(1) 範囲と分類	578
5 法人税および税外負担	574	(2) 基本推計式	578
(1) 法人税	574	(3) 推計方法	578
		(4) 年度計数への転換	579
3 林業の推計方法	579	3 林業の推計方法	579

(1) 範囲と分類	579
(2) 基本推計式	579
(3) 推計方法	579
4 水産業の推計方法	579
(1) 範囲と分類	579
(2) 基本推計式	580
(3) 推計方法	580
5 畜業の推計方法	580
(1) 範囲と分類	580
(2) 基本推計式	580
(3) 推計方法	581
6 製造業の推計方法	581
(1) 製造業の範囲と分類	581
(2) 基本推計式	581
(3) 推計方法	581
(4) 年度計数または暦年計数への転換	582
7 電気・ガス・水道等の推計方法	583
(1) 範囲と分類	583
(2) 基本推計式	583
(3) 推計方法	583
8 建設業の推計方法	584
(1) 範囲	584
(2) 基本推計式	584
(3) 推計方法	584
9 卸売・小売業の推計方法	584
(1) 範囲と分類	584
(2) 基本推計式	585
(3) 推計方法	585
(4) 年度計数または暦年計数への転換	585
10 運輸・通信業の推計方法	585
(1) 範囲と分類	585
(2) 基本推計式	585
(3) 推計方法	585
(4) 暦年計数または年度計数への転換	587
11 金融・保険業の推計方法	587
(1) 範囲と分類	587
(2) 基本推計式	587
(3) 推計方法	587
(4) 暦年計数への転換	588
12 不動産業の推計方法	588
(1) 範囲と分類	588
(2) 基本推計式	588
(3) 推計方法	589
(4) 暦年計数への転換	589
13 サービス業の推計方法	589
(1) 範囲と分類	589
(2) 基本推計式	589
(3) 推計方法	590
14 公務の推計方法	591
(1) 範囲	591
(2) 基本推計式	591
(3) 推計方法	591
第5 資本減耗引当、一般政府勘定関係項目、海外勘定関係項目および統計上の不適合	591
1 資本減耗引当	591
(1) 減価償却費	591
(2) 資本偶発損	593
2 一般政府勘定関係項目	593
(1) 範囲と分類	593
(2) 経常補助金	594
(3) 政府から個人への移転	594
(4) 個人税および税外負担	594
(5) 間接税	594
(6) 社会保険に対する負担	595
(7) 個人から政府へのその他の移転	595
3 海外勘定関係項目	595
(1) 輸出と海外からの所得	595
(2) 輸入と海外への所得	596
(3) 海外から個人への移転	596
(4) 海外から政府への移転	596
(5) 個人から海外への移転	596
(6) 政府から海外への移転	596
4 統計上の不適合	596
第6 デフレーター	596
1 個人消費支出	596
(1) 家計消費支出	596
(2) 民間非営利団体の消費支出	597
(3) 海外における居住者の消費支出など	597
2 政府の財貨サービス経常購入	597
(1) 入件費	597
(2) その他	597
3 国内総資本形成	597
(1) 国内総固定資本形成	597
(2) 在庫品増加	598
4 経常海外余剰	599
(1) 輸出と海外からの所得	599
(2) 輸入と海外への所得	599
第7 季節調整方法	599

## 第1. 國民総支出

### 1 個人消費支出 (1.6, 3.1)

家計と民間非営利団体（家計にサービスを提供するものに限る）が支払った財貨サービスに対する最終支出額から海外に贈られた現物贈与の純額を控除した額である。最終支出額には、現金支出を伴うもののほか月賦、信用買取による購入もその期間の消費に含まれ、耐久財、非耐久財の別をとわずすべての財貨購入が含まれるが、土地建物の購入は除かれる。

食料、宿舎および衣料など雇用者に支給された現物所得は雇用主の取得原価で評価し、また、自家用住宅の賃貸料や農家の自家消費および金融機関からの帰属サービス購入も評価計上される。

政府の政策を実現するための手段として与えられるサービスへの支出、たとえば国公立病院収入、国公立学校授業料、入学検定料、保健所使用料等の支払いは、家計から一般政府への移転支出（「個人から政府へのその他の移転」と考え、個人消費支出には含まれない）

#### (1) 家計消費支出

家計消費支出の大部分は、いわゆる「家計調査法」によって推計する。すなわち、まず、世帯を農家世帯、非農家普通世帯および単身者に区分し、「家計調査」（總理府統計局）の分類にしたがい5大費目（ただし、住居費は地代家賃、設備修繕費および家具じゅう器・水道料の3項目に分割される。）の世帯当たり家計費にそれぞれの世帯数を乗じて算出する。この推計は、二段階に分けて行なわれる。すなわち、第一段階では、世帯当たりの家計費について原資料の費目間における包含範囲の調整が加えられ、これに基づいて、アの(イ)で述べる雑費再分割前の推計がえられる。ところがこの第一段階の推計結果は、まだ、個人消費支出推計のたてまえとする商品分類に基づく費目分類にはなっていない。具体的には、農家の「諸会合」「贈答」「臨時費」および非農家の「こづかい・つきあい費」が、原資料では雑費に含まれたままとなっているので、これら各費目の内容を商品ごとに該当する費目に割りふる必要がある。

この操作を行なうのが、アの(イ)で述べる第二段階の雑費再分割後の推計である。

この雑費再分割後の推計値に、下記算式②以下の項目を加算しない控除した計数が個人消費支出となる。

[算式]

① 家計調査法による雑費再分割後の個人消費支出(飲

食費、被服費、光熱費、地代家賃、家具じゅう器・水道料、雑費)

② 家計調査法による雑費再分割後の個人消費支出のうちの住居費（地代家賃、設備修繕、家具じゅう器・水道料）

③ 家庭外消費（家計調査脱漏分）

④ 学校給食費（政府補助分）

⑤ 自衛隊現物給与（食料）

⑥ 自衛隊現物給与（被服）

⑦ 地代家賃

⑧ 設備修繕費（借家人の自己負担相当額）

⑨ 家具じゅう器・水道料

⑩ 金融機関等の帰属サービス

⑪ 社会保険による医療現物給付

⑫ その他の現物給付

⑬ 税外負担

⑭ 個人から政府へのその他の移転

⑮ 火災保険料

⑯ 仕送金・贈与金等

$$\text{合計(家計消費支出)} = \text{①} - \text{②} + (\text{③} \sim \text{⑫}) - (\text{⑬} \sim \text{⑯})$$

ア 「家計調査法」による個人消費支出

(ア) 雜費再分割前（第一段階）

i 家計費

(i) 農家

a 「農家経済調査」（農林省）の年報および月報から全国平均1戸当たり家計費を求めるが、水道料を光熱費から住居費へ移し、別途「農家の租税公課諸負担統計」（農林省）から「農家経済調査」の家計費に含まれていない市町村への寄付、その他の公課諸負担を雑費に加算するという調整を行なう。

b 次に「農家経済調査」の1戸当たり人員と後述iiの世帯数推計から求めた農家1戸当たり人員が異なるので、後者のベースに合わせるために人員調整係数によって前述aで求めた家計費の修正を行なう。

人員調整係数によって家計費を修正するのは、世帯人員が異なれば家計費も違うのが普通であり、この違いを単純に修正することは妥当な方法とはいえないの「農家経済調査」の年報から算出した

世帯人員と費目別家計費の関係式によつて人員調整係数を求めている。

(ii) 非農家普通世帯

a 「家計調査」(総理府統計局)から全国平均、全世帯および品目分類による家計費を求め、雑費のうちの「たばこ」を飲食費へ移し、家計費に含まれていない非消費支出のうちの「その他の非消費支出」を雑費に加算し、さらに現物支出額を費目別に加算するという調整を行なう。

b 次に「家計調査」の1世帯当たり人員とiiの世帯数推計から求めた非農家普通世帯1世帯当たり人員が異なるので、後者のベースに合わせるために、農家と同様の方法によって、「家計調査」から算出した人員調整係数によって、1世帯当たり家計費を修正する。

c 最後に「家計調査」のサンプル数の過少による標本誤差を補正するため、5年に1回実施される「全国消費実態調査」(総理府統計局)を基礎にして家計費を修正確定する。すなわち、「全国消費実態調査」時点について「家計調査」1世帯当たり家計費に対する「全国消費実態調査」1世帯当たり家計費の比率を費目別に求め、これを基準として各年の修正比率を算定し、この比率を各年、各四半期のbで求めた家計費に乗じて修正家計費を算出する。

(iii) 単身者

a 「全国消費実態調査」(10月および11月についての調査)から現物消費を含む単身労働者の家計費を求め、非農家普通世帯同様「たばこ」を雑費から飲食費へ移し、家計費に含まれていない非消費支出のうちの「その他」を雑費に加算するなどの調整を行なう。

b 中間年次については、「家計調査」の勤労者世帯家計費(人口5万以上都市分)の傾向によって延長推計する。なお「全国消費実態調査」が発表された時点において、前記で求めた家計費との相違を等比的に修正して算出する。

ii 世帯数

四半期別に「国勢調査」(総理府統計局)「農業センサス」および「農業調査」(農林省)「人口推計月報」(総理府統計局)「労働力調査」(総理府統計局)「農家経済調査」および「家計調査」を用いて世帯数、人口数および世帯人員を算出する。

(i) 農家

a 農家戸数

「農家経済調査」の母集団戸数を基礎計数として、「世界農業センサス」および「中間農業センサス」これに中間年次の「農業調査」を用いて補間および補外して推計する。

b 1戸当たり人員

「農業センサス」による1戸当たり人員を求め、それぞれについて「農家経済調査」の1戸当たり人員との比率を算出し、中間年次については四半期別に直線補間する。

c 農家人口

農家戸数「a」×1戸当たり人員「b」による。

(ii) 非農家普通世帯

a 世帯数

「国勢調査」およびこれに連続する「労働力調査」による一般世帯数から農家戸数を差し引いて求める。

b 1世帯当たり人員

人口数「c」÷非農家普通世帯数「a」による。

c 人口数

総人口-単身者数-農家人口による。

(iii) 単身者数

昭和40年10~12月期以前は、「国勢調査」の調査期の間を直線補間し、以後については、「国勢調査」ベースの単身者数を基礎にして中間年次は「労働力調査」による単身世帯数の傾向により延長推計する。

(iv) 雜費再分割後(第二段階)

農家と非農家(非農家普通世帯+単身者)に分けて、雑費再分割前(第一段階)推計のなかの雑費推計額に含まれている贈答等を、商品別

に細分して費目別に再分割し、これを各費目に加算控除する。

i 農家

まず「農家経済調査」の年報によって1戸当たり雑費支出額に対する諸会合、贈答、臨時費についてそれぞれの比率を求め、これに雑費再分割前の農家の雑費推計額を乗じて再分割(雑費から控除し費目別に加算する)を要する、諸会合、贈答、臨時費の額を算出する。

次いで、贈答については、さらに「農家経済調査」の1戸当たり家計費のうち光熱費地代家賃および設備修繕費を除いた費目別の構成比を作成して、これに贈答の推計額を乗じて算出した額をそれぞれの費目に加算する。臨時費についても「農家生計費統計」(農林省)によって作成した臨時費支出額の構成比に、臨時費の推計額を乗じて算出した額をそれぞれの費目に加算する。諸会合は、すべて飲食費に加算する。

ii 非農家(非農家普通世帯+単身者)

まず「家計調査」の年報によって、1世帯当たり全国平均品目分類による家計費の雑費支出額に対する「こづかい・つきあい費」の比率を求め、これに雑費再分割前の非農家(非農家普通世帯+単身者)雑費推計額を乗じて再分割を要する「こづかい・つきあい費」の額を算出する。

次いで、前記「家計調査」年報の1世帯当たり家計費から光熱費、地代家賃および設備修繕費を除いた費目別の構成比を作成し、これに「こづかい・つきあい費」の推計額を乗じて算出した額をそれぞれの費目に加算する。

iv 加算または控除項目

ア、で求めた家計調査法による結果(雑費再分割後)から住居費(地代家賃、設備修繕費および家具じゅう器・水道料の3項目)を除き、国民所得概念に合わせるために、以下の項目の加算ないしは、控除を行なう。

(7) 加算項目

i 家庭外消費

次の算式によって推計される。

〔家計調査〕の勤労者世帯(人口5万以上都市分)1世帯当たり「こづかい・つきあい費」×非農家普通世帯数)×漏れ率

漏れ率 =  $\frac{\text{「アンケート調査」(経済企画庁)を基礎にして推計した昭和35年の脱漏額}}{\text{昭和35年についての算式}(\text{ })\text{による推計額}}$

これは、家計外消費とは異なり「家計調査」における主人こづかい、親がかり世帯員の勤務先収入からの支出の脱漏分である。

ii 学校給食費

国決算書から政府補助分を求める。

iii 自衛隊現物給与

食料および被服について防衛庁の支出済額から求める。

iv 地代家賃

次の算式によって推計される。

(総地代家賃(民営分)×個人消費割合)+(公営給与住宅家賃+給与住宅差額家賃+住宅あつ族手数料+民間アパート家賃+権利金)

v 設備修繕費

家計調査法で推計した設備修繕費から借家人の自己負担相当額を求める。

(iv) 地代家賃に含まれない部分)

vi 家具じゅう器・水道料

昭和26年度~昭和34年度および昭和39年度について家計調査法によって推計される。昭和34年度と昭和39年度の中間年次については(付)2に示されたコモディティ・フロー法による推計結果によって補間され、昭和40年度以降については昭和39年度を基準にコモディティ・フロー法による推計結果により延長して求める。なお、昭和34年度以降の四半期別については各年度の推計額を「生産者出荷指數」(通商産業省)のうち耐久消費財の傾向によって分割する。

vii 金融機関等の帰属サービス

次の算式によって推計される。

金融機関の帰属利子+簡易保険・郵便年金の帰属利子+損害保険の帰属利子+生命保険会社の経費総額+証券手数料(信託報酬を含む。)+農業共済分帰属利子。

viii 社会保険による医療現物給付

次の算式によって推計される。

「基金月報」(社会保険診療報酬支払基金)から求めた支払い確定額+(労働省所管労災保險給付額×現物割合)+(厚生省所管国民健康保険給付額×現物割合)

ix その他の現物給付

教科書購入費、特殊教育学校就学奨励費交付金、戦傷病者無賃乗車船負担金等現物給付とみなされる項目について国の決算書から求める。

(イ) 控除項目

家計調査法による雑費の推計結果に含まれてるので控除する。

i 税外負担

懲罰没収金、弁償違約金、延滞金等の個人負担分を政府の収入済額から求める。

ii 個人から政府へのその他の移転

国公立病院収入、国公立学校授業料・入学検定料、保健所使用料等を政府の収入済額から求める。

iii 火災保険料

地代家賃の原価に織り込まれているので、「保險年鑑」(大蔵省)により控除する。

算式は、(保険料収入一返れい金)×住宅分割×家計調査法による雑費総額中の非農家分雑費割合

vi 仕送金・贈与金等

農家、非農家別に家計調査法による雑費推計額(雑費再分割前)に「家計調査」、「農家経済調査」および「全国消費実態調査」からえられた仕送金・贈与金割合を乗じて求める。

(2) 民間非営利団体の消費支出

昭和38年度からは、「民間非営利団体等消費・投資調査」(経済企画庁)によって求める。なお、昭和38年度以前については、上記調査の昭和38年度分を基準にして「国民所得の分配」の総額の傾向で延長する。

(3) 海外における居住者の消費支出など

i 居住者の海外消費支出

家計調査法を中心とした推計方式によっているので、非居住者の国内消費支出および居住者の海外消費支出は含まれていない。個人消費支出は、国民ベースによって推計されるので、居住者の海外消費支出を「国際收支表」(日本銀行)から求めて加算する。

ii (控除)海外現物贈与(純額)

昭和26年度から昭和38年度までは、「日本貿易月表」(大蔵省)によって、その特殊貿易項目における専門救済品および寄贈の貨物の輸出額-輸入額によって求める。

昭和39年度以降は、「国際收支表」(大蔵省・日本銀行)によって、移転収支の項目における民間移転収支の「その他」から求める。

(付) 1 品目別・形態別(耐久財・非耐久財・サービス)  
・家計消費支出

農家と非農家(非農家普通世帯+単身者)および加算・控除項目に分け、農家については、「農家生計費統計」の農家の消費した生活物資の年次別表、非農家については、「家計調査」年報の主要生活用品の年間1世帯当たりの購入数量、支出金額および平均価格の表を用いて費目別に個々の品目を検討し、品目別・形態別の区分に見合った構成比を作成して、費目別の推計結果を細分割し、「その他」については内容に応じて品目別・形態別に区分して合算する。なお、品目別・形態別の区分は次のとおりである。

品目別・形態別区分

品目別区分		形態別区分
家計消費支出		家計消費支出
(a) 食品		耐久財
(b) 飲料		非耐久財
(c) たばこ		サービス
(d) 被服その他の身の回り品		
(e) 燃料および灯火		
(f) 貨物料および水道料		
(g) 家具・備品および世帯道具		
(h) 家事維持費		
(i) 保健および衛生		
(j) 交通および通信		
(k) レクリエーションおよび娯楽		
(l) その他のサービス		

ア 品目別家計消費支出

(イ) 飲食費

「(a)食品」「(b)飲料」「(c)たばこ」の構成比を作成して分割する。なお、加算項目である学校給食費(政府補助分)および自衛隊現物給与は「(a)食品」とし、家庭外消費は「(b)飲料」と「(c)たばこ」に分割する。

(イ) 被服費

「(d)被服その他の身の回り品」「(g)家具・備品世帯道具」「(h)家事維持費」「(k)レクリエーションおよび娯楽」の構成比を作成して分割する。なお加算項目である自衛隊現物給与は「(d)被服その他の身の回り品」とする。

(イ) 光熱費

すべて「(e)燃料および灯火」とする。

(イ) 住居費

i 地代家賃はすべて「(f)賃貸料および水道料」とする。

ii 設備修繕費は、上記地代家賃に含まれない借家人の自己負担相当額である。すべて「(f)賃貸料および水道料」とする。

iii 家具じゅう器・水道料は、家計調査法を用いて農家、非農家に分割し、「(f)賃貸料および水道料」「(g)家具・備品および世帯道具」「(h)家事維持費」「(j)交通および通信」「(k)レクリエーションおよび娯楽」の構成比を作成して分割する。

(イ) 雜費

「(h)家事維持費」「(i)保健および衛生」「(j)交通および通信」「(k)レクリエーションおよび娯楽」「(l)その他のサービス」の構成比を作成して分割する。なお、雑費における加算および控除項目は次のように分割する。

i 加算項目

(i) 金融機関等の帰属サービスは、「(l)その他のサービス」とする。

(ii) 医療現物給付は、「(i)保健および衛生」とする。

(iii) その他の現物給付は、内容によって「(i)保健および衛生」「(j)交通および通信」「(l)その他のサービス」とする。

ii 控除項目

(i) 仕送金・贈与金等  
(ii) 税外負担

は「(l)その他のサービス」とする。

(iii) 個人から政府へのその他の移転は、内容によって、「(i)保健および衛生」と「(l)その他のサービス」に分割する。

(iv) 火災保険料は「(l)その他のサービス」とする。

イ 形態別家計消費支出

(イ) 飲食費 すべて非耐久財とする。

(イ) 被服費 まず、耐久財を選び、次いでサービ

ス部分を推定し、残りを非耐久財として構成比を作成して分割する。なお、自衛隊現物給与は非耐久財とする。

(ウ) 光熱費 すべて非耐久財とする。

(イ) 住居費

i 地代家賃 すべてサービスとする。

ii 設備修繕費 「家計調査」年報によって設備修繕費の内容を次のように推定した耐久財、非耐久財およびサービスへの分割構成比によって細分割する。

木材(耐久財)、量表替え(耐久財5、サービス5)、板ガラス(非耐久財)、手間代(サービス)、金具(非耐久財)、その他の修繕材料(耐久財5、非耐久財5)、上敷ゴザ(耐久財)障子紙(非耐久財)、設備費(サービス)、その他(耐久財2、非耐久財4、サービス4)

iii 家具じゅう器・水道料 家計調査法を用いて農家と非農家に区分し、それぞれについて、まず、耐久財とサービス部分を推定分類し、残りを非耐久財として構成比を作成して分割する。

(オ) 雜費

まず、耐久財とサービスを推定分類し、残りを非耐久財として構成比を作成して分割する。加算・控除項目は次のように分割する。

i 加算項目

(i) 金融機関等の帰属サービス サービスとする。

(ii) 医療現物給付  
(iii) その他の現物給付 } 非耐久財とする。

ii 控除項目

(i) 仕送金・贈与金等  
(ii) 税外負担  
(iii) 個人から政府へのその他の移転  
(iv) 火災保険料 } サービスとする。

(付) 2 コモディティ・フロー法による個人消費支出

家計調査の費目分類のうち、住居費中の家具じゅう器に含まれている主要物資について、下図のように流通経路を想定し、その流れに従って推計する。(昭和34年以後)

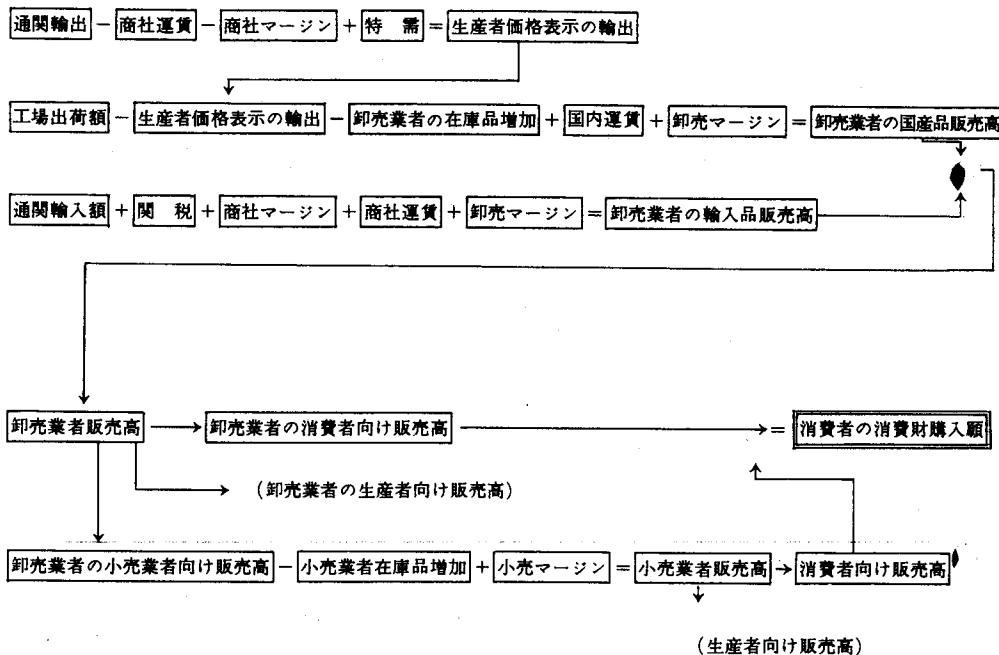
採用品目は、家具じゅう器94品目、品目分類は原則として「工業統計表」(通商産業省)の6ヶタ分類によった。

なお、推計過程における各費目の推計方

法および基礎資料は次のとおりである。

- (7) 出荷額 原則として「工業統計表・品目編」による。ただし、「工業統計表」が利用できない最新年次については、「工業統計表」を基礎にして、各種「生産動態統計」(通商産業省)によって補外する。
- (8) 輸出入 輸出入額は「日本貿易月表」(大蔵省)による。
- (9) 特需・関税 特需は「特需統計」(通商産業省)

#### (流通経路略図)



#### (付) 3 家計外消費支出

これは、「産業連関表」の計数を使途別分類に組み替えたものである。ここにいう家計外消費とは、企業の消費的支出をいい、税法上ならびに会計処理上、経費控除が認められているものに相当する。ただし、国民経済計算の概念上、雇用者所得とされる「法定福利費」、「現物給与見積額」、「通勤交通費」および「退職金支払額」等は含まない。

により、関税は「実効関税率表」(日本関税協会)を基礎にして求める。

#### (2) 配分比率・運賃率およびマージン率

「昭和40年および45年産業連関表」(行政管理庁ほか6省庁協同)の資料等を基礎にして求める。なお、運賃率およびマージン率は基準年次の比率を固定、配分比率は一部品目について年次別変化が考慮される。

た金額が加算される。

#### 2 政府の財貨サービス経常購入 (1.7, 4.1)

[一般政府の範囲および分類については(593ページ)  
第5, 2, (1) (政府の範囲と分類) を参照]

##### (1) 中央

一般会計および非企業特別会計について、それぞれ「決算書」から人件費およびその他の財貨サービス経常購入に分けて該当費目を集計算出する。

##### (2) 地方

「地方財政統計年報」などから人件費および他の財貨サービス経常購入を算出する。その際、国庫支出金は控除し、重複計算を避ける。

##### (3) 人件費

###### ア 区分および範囲

支出の形態によって、次の区分により、それぞれ算出し、年度の合計額を求める。

なお、退官退職手当などはここに含まれるが、公務災害補償費および事業費支弁にかかる職員の人件費などは、ここには含まれない。

###### (ア) 中央政府が直接支出するもの

「決算書」から、議員歳費、職員基本給、職員諸手当、その他の人件費および共済組合国庫負担金を集計する。

###### (イ) 中央政府から地方政府への補助分

義務教育国庫負担金中の人件費補助分など中央政府が地方政府の人事費を補助するため、地方政府に支出するもので、「地方財政統計年報」などから集計算出する。地方政府の人事費を求める際、控除される国庫支出金がこれに相当する。

###### (ウ) 地方政府分

「地方財政統計年報」の性質別決算の表中「人件費」の額から、恩給など人件費とならないものを控除して算出する。

なお、上記(イ)に該当する部分は控除される。

##### イ 四半期分割

前記アによって求められたそれぞれの人件費の年度額を合計し、次の算式によって四半期に分割する。

$$W = Wy \times k$$

$$k = \frac{L \times w}{\sum_{t=1}^4 (L_t \times w_t)}$$

W = 当該四半期の人件費

Wy = 人件費の年度額

k = 各四半期の配分係数

L = 当該四半期の人員指標

$$\text{人員指標}(L) = \frac{Mt}{M} \times 100$$

Mt = 当該四半期における国家公務員(一般職)  
および自衛官の平均在職人数ならびに地  
方公務員共済組合の加入者数

M = 昭和45暦年における国家公務員(一般職)  
および自衛官の平均在職人数ならびに地  
方公務員共済組合の加入者数

w = 当該四半期の給与指數

$$\text{給与指數}(w) = \frac{4 St}{S} \times 100$$

St = 当該四半期における国家公務員(一般職)  
の1人当たり給与支給総額(諸手当を含む。)

S = 昭和45暦年における国家公務員(一般職)  
の1人当たり給与支給総額(諸手当を含む。)

(Mt, M, St, Sは総理府人事局、防衛庁、地方公務員共済組合の資料によって求める。)

##### (4) 人件費以外のもの

###### ア 範囲

中央政府分については、「決算書」から、それぞれ該当する費目を集計して算出されるが、そのおもなものは、旅費、宿費、各所修繕、各種の事務委託費などである。

地方政府分については、主として「地方財政統計年報」の性質別決算の表中「二、物件費」「五、補助費等」の合計をとり、これから財貨サービス経常購入とならないもの(たとえば、企業と家計による購入額)を控除する。さらに、「一般失業対策事業費」も含める。

なお、これらの支出にあてたもののうち、国庫支出金相当分は中央政府の推計の際に含めて計算されているので、地方分からは控除される。

###### イ 四半期分割

四半期分割は、支出の目的および形態に応じて次の区分に従って行なう。

###### (ア) 防衛庁関係経費

防衛庁および防衛施設庁の経費のうち、財貨サービス経常購入とされるもので、糧食費、武器弾薬、艦船建造費など人件費以外の支出については、支出ベースを納品ベースに修正したバ

ターンで各四半期に分割する。

(イ) 中央政府が直接支出するもののうち防衛庁関係経費以外のもの

実態調査などの結果求められた納品ベースによる四半期別バターンで分割する。

(ウ) 地方政府支出分

国庫支出金を含めて地方政府が支出するものについては、地方公共団体の支出状況等の実態調査に基づいて四半期別納品バターンで分割する。

### 3 国内総固定資本形成 (1.8, 5.1)

(1) 算出の順序

国内総固定資本形成の年度額は、(2)に述べる物的推計方法(コモディティ・フロー法)によって推計する。

国内総固定資本形成の四半期額は、民間総固定資本形成の四半期額((3)参照)と政府総固定資本形成の四半期額((5)参照)とを合算して求める。なお、国内総固定資本形成は以下の①～⑥の基準に該当する支出だけを推計する。

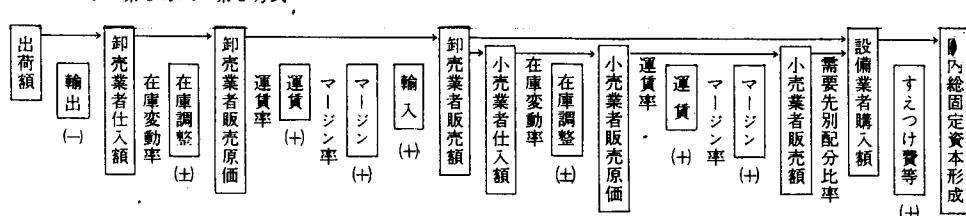
① 耐用年数1年以上で、1品目1件当たりの金額がおむね5万円以上の固定資産の取得に対する支出。

② 固定資産の取得に要する直接的経費。

③ 修繕補修のうち改良、改造に対する支出(単なる修繕補修費は除く。)

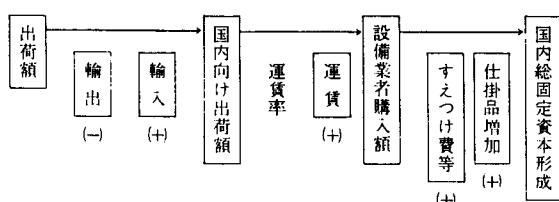
④ 取替資産(レール、電線など)に対する支出の  
(ア) 流通経路略図

i 第1方式～第3方式



(注) 小売関係の流通経路を通るのは第1方式品目的一部分だけである。

ii 第4方式



うち、新設、改良向け支出分。

⑤ 建設工事、船舶および重機械などの内需向け仕掛工事(支出は握の基準は工事進ちょくベース。)

⑥ 土地改良に対する支出および住宅建設に対する個人(民間非営利団体を含む。)の支出。

(2) 物的推計方法(コモディティ・フロー法)

国内総固定資本形成の推計は、機械器具、建設および大動植物の三部門に分け、コモディティ・フロー法により行なう。

ア 機械器具

国内総固定資本形成に向けられる機械器具が生産されてから設置されるまでの流通経路を、その機械器具の流通特性によって、①いわゆる耐久消費財といわれるもので卸売業者、そのうちの一部はさらに小売業者を通じて販売せるもの(第1方式)、②卸売業者を通じて販売され、部品として使用される場合もあるもの(第2方式)、③卸売業者を通じて販売されるもの(第3方式)、④主として製造業者を通じて販売されるもの(第4方式)の四つに分類し、それぞれ次の略図(i)のように想定し、その流れに従って推計する。採用品目は、機械器具向けの投資財と考えられる273品目(産業連関表7～10ヶタ分類)であり、これらをさらに第1方式を適用するもの35品目、第2方式を適用するもの53品目、第3方式を適用するもの102品目および第4方式を適用するもの83品目に分けて推計する。

(イ) 流通過程における各項目の推計方法および資料

i 出荷額 「工業統計表」(通商産業省)の出荷額による。しかし、これによりがたい場合は「機械統計年報」、「日用品統計年報」(以上、通商産業省)および「海事統計年報」、「鉄道車両生産動態統計年報」(以上、運輸省)などの資料を参考とする。

ii 輸出入額 「日本貿易月表」(大蔵省)による。ただし、輸出の場合は、FOB価格から工場渡し価格に、輸入の場合は、CIF価格から港頭倉庫渡し価格に換算する。

iii 在庫変動率 「商業動態統計」(通商産業省)から求める。

iv 運賃率およびマージン率 「産業連関表」による。

v 需要先別配分比率 「産業連関表」から次の式で算出した比率を基礎に推定する。

$$\text{配分比率} = \frac{\text{出荷} + \text{輸入} - \text{輸出土在庫変動}}{\text{国内総固定資本形成}}$$

vi すえつけ費 発電機、重機械類のようなすえつけあるいは組立工事の行なわれる品目は

その費用を「産業連関表」などから求め加算する。

vii 修繕費 第2方式を適用した品目のうち、大修理に使用されるものを決定し、「工業統計表」(通商産業省)によりその品目の出荷額に対する大修理サービスの比率を求め、推計する。

viii 大型機械類の仕掛品増加 「工業統計表」(通商産業省)による。

イ. 建設

建設工事に向けられる建設資材の流通経路を略図(i)のように想定し、その流れに従って、木造建築、非木造建築、土木工事および建設補修の四つの建設種類別に推計する。建設工事向け建設資材は、大部分見込み生産品目であるので、卸売業者などを通じて販売されるものとみなし、流通経路を設定してある。建設工事向け建設資材の採用品目数は、「産業連関表」を基準として採用した152品目(産業連関表7～10ヶタ分類)である。

(ア) 流通経路略図 下図の通り

